

目次

募集

いばらき女性活躍・働き方応援協議会会員募集.....	2~3
令和4年度「女性リーダー登用先進企業表彰」の募集.....	4
働き方改革優良（推進）認定企業の募集.....	5~6
障害者雇用優良企業の募集.....	7~8
令和5年度「県立IT短大」入学生募集.....	9
令和5年度 県立産業技術専門学院入学生募集.....	10

ご案内

8月・11月は「いばらき働き方改革推進月間」です.....	11
いばらき労働相談センターのご案内.....	12
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！.....	13
令和4年度元気いばらき就職面接会のご案内.....	14
スキルアップセミナー（在職者訓練）について.....	15
障害者雇用推進アドバイザーについて.....	16~17

お知らせ

[労働局から]	
労働保険料の口座振替納付について.....	18
業務改善助成金のご案内.....	19~20
働き方改革推進支援助成金について.....	21~22
人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内.....	23~24
両立支援等助成金制度のご案内.....	25~26
無期転換ルールについて.....	27~28
就職氷河期世代の方へ支援のお知らせ.....	29~30
カスタマーハラスメントについて.....	31
[労働委員会から]	
労働委員会の窓から.....	32~33

いばらき女性活躍・働き方応援協議会

女性活躍・働き方改革に取り組む

会員企業を募集します。

対象：県内の企業・事業所



いばらき女性活躍
働き方応援協議会

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって男女が多様な働き方を実現できる環境づくりを進めるとともに、誰もが働きがいを実感できる職場環境や、女性が輝く社会の実現を目指して「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」を運営しています。

本協議会の趣旨に賛同いただける企業の皆様からのご応募をお待ちしています。

会員登録のメリット

会費
無料

- 女性活躍・働き方改革に取り組む企業として、ロゴマークをホームページや名刺などに利用することができます。
- 「女性活躍」や「働き方改革」に関する法律改正や、各種助成金、研修会などの情報を毎月メールマガジンでお知らせします。
- 女性の登用に積極的な企業を「女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ
TEL / 029-301-3635 FAX / 029-301-3649
Mail / rosei1@pref.ibaraki.lg.jp



(労働政策課ホームページ)

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/joseikatsuyaku.html>

いばらき女性活躍・働き方応援協議会 会員申込書

●基本情報

団体／企業名 (名簿に記載されます)	フリガナ			
代表者の役職名・氏名	フリガナ			
主要業種	<input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売、小売業 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 飲食店、宿泊業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援事業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他			
全従業員数	正社員	人	パート勤務者等	人
(うち女性従業員数)	(正社員	人	パート勤務者等	人)
所在地	フリガナ			
	〒			

●ご担当者

所属(部課)名・役職名・氏名 (氏名のみでも結構です)	フリガナ			
TEL・FAX・E-mail	TEL	FAX	E-mail	

●女性活躍推進状況の「見える化」項目

項 目	実績値
管理職(課長相当職以上)の女性割合 ※管理職数に占める女性の割合 (女性の管理職人数÷男女合わせた管理職の人数)	% (年 月時点) (人中 人)
社員一人当たりの月平均残業時間(1年間)	時間 (年 月時点)
男性社員の育児休業・休暇等取得率(1年間) ※配偶者が出産した男性社員数に占める育児休業取得者の割合 (育児休業等を取得した男性社員÷配偶者が出産した男性社員)	% (年 月時点) (人中 人)

●アンケート

本協議会は何で知りましたか？(複数回答可) <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 県ホームページ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 紹介 () <input type="checkbox"/> その他 ()

- ※1 基本情報及び「見える」化項目は、県ホームページで公開します。
 ※2 「見える化」項目については、最新の情報を年に1回ご報告ください。

■企業情報および個人情報の取扱いについて

本申込書に記載いただく企業情報および個人情報につきましては、公表する項目を除き、本協議会に関するご連絡等に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他の目的以外の使用・事務局以外の第三者への提供をすることはありません。

事務局 いばらき女性活躍・働き方応援協議会事務局(茨城県産業戦略部労働政策課内)

☎ : 029-301-3635 E-mail : rosei1@pref.ibaraki.lg.jp
 (ホームページ)
<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/jokatsu/kaiinbosyu.html>

この様式は、ホームページからダウンロードできます。

女性登用に積極的に

取り組む企業を募集します!

県では、企業における女性の活躍を推進するため、女性の登用に積極的に取り組み、その実績が優れている企業を「茨城県女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

< 表彰制度の概要 >

対象

茨城県内に本社又は主たる事業所を有する企業等

表彰の主な要件

- 1 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録を行っていること
- 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出及び外部への公表を行い、また、一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表を行っていること
(常時雇用する労働者数が100人以下の事業主は除く)
- 3 管理職等への女性労働者の登用促進のための取組を実施していること
- 4 直近の事業年度における女性管理職の割合が産業別の基準値を超えており、かつ、直近の3事業年度における割合が概ね向上若しくは高い状態を維持していること。または役員に1人以上の女性を登用していること など

応募方法

自薦または県内経済団体及び市町村等からの推薦によります。
推薦書(様式1)及び推薦調書(様式2)に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、郵送または持参により提出してください。

提出期限 令和4年9月30日(金) まで

QRコード▶



表彰要件の詳細及び推薦書類の様式は、労働政策課のHPからご確認をお願いします。

茨城県 女性活躍 表彰



被表彰企業の決定

管理職等への女性の登用実績及び取組内容(育成、評価・登用、職場風土等)を総合的に評価し、特別優良賞・優良賞・奨励賞を決定します。

提出・
問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

住所:茨城県水戸市笠原町978-6 TEL:029(301)3635(直通) FAX:029(301)3649

E-mail : rose1@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県働き方改革優良（推進）企業を募集します



自分らしく働くワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、「働き方改革優良企業」の認定を目指してみませんか。

概要

「茨城県 働き方改革優良企業」で検索！

■受付期間：通年 ※認定は、随時行います。

■対象要件：

- ・茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること
- ・茨城県が実施する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」への会員登録がなされていること



■主な審査項目：

- ・時差出勤やテレワークなど多様な働き方を実現する制度があるか
- ・業務の効率化や生産性の向上に取り組んでいるか
- ・労働時間数、年次有給休暇の取得率、離職率などの数値が優れているか

推進企業

多様な働き方、業務効率化、多様な人材の活用など、働き方改革に向けて一定の取り組みを行っている企業

【メリット】

- ・県から働き方改革に関する情報を提供します。
- ・県のホームページで推進企業として公表します。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。

優良企業

上記、推進企業の条件を満たし、所定外労働時間数、年次有給休暇取得率、離職率など、一定の数値基準を達成した企業

【メリット】

- ・県が運営する求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」で優良企業の特集ページで紹介します。
- ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇します。
- ・特に優れた取組について、セミナーなどの場において、県が積極的にPRします。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ⇒

貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス！

認定の流れ

- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録

※詳細は、「申請方法」に記載の県労働政策課ホームページをご参照ください。

- 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、基準点をクリア

➡ 推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～10の項目で、基準点をクリア

➡ 優良企業認定

- 申請書類を提出 ※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

- 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付

※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求めることがあります。

- 認定証を交付した企業は、以下の内容を県ホームページ等で公表

①:認定企業の名称、所在地 ②:働き方改革の取組内容 等

- 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。

※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。

申請方法

- 下記申請書類を作成の上、ご提出ください。 ※詳しくは、県労働政策課ホームページをご覧ください。

①:茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号）

②:茨城県働き方改革優良（推進）企業認定基準達成状況表（様式第2号）

③:誓約書（様式第3号）

- 申請書は、県労働政策課ホームページ（下記URL）よりダウンロードしてください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/nintei.html>

※「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録がお済みでない場合は、別途、県労働政策課あて手続きが必要です。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。

提出先・問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 県庁舎16階

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649 E-mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※提出方法はメール申請のみとなります。

茨城県障害者雇用優良企業を募集しています！

認定基準を見直し、申請しやすくなりました

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることを期待できます。

障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。

1 認定のメリット

- ・認定証の交付（3年間有効）
- ・認定マークを会社のPRに活用（HP・名刺等）
- ・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介
- ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加算
- ・県中小企業融資制度（雇用拡大支援融資）の対象
- ・県主催就職面接会の優先参加
- ・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載 等



2 認定基準

- (1) 県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により2.6%を達成していること、又は過去3年間において法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が43.5人未満の企業等においては障害者を1名以上雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる4つの大項目において、それぞれ中項目1つ以上の取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に、以下の3つの書類を添えて、ご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が43.5人未満である企業にあつては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、知事が必要とする書類

※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。



茨城県産業戦略部労働政策課 Tel:029-301-3656

Mail: rousei5@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目	中項目	内 容	具体的な取組例	
働きやすさ	職場環境	1 設 備 ・ 環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備・通勤の配慮等
		2 作 業 効 率 化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3 安 全 衛 生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇 用	4 労 働 時 間 制 度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5 正 社 員 雇 用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時点で1名以上正社員で就労している障害者が在籍
		6 継 続 就 業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時点で3年以上継続就労している障害者が在籍
	人的環境	7 職 員 の 理 解 促 進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8 コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	相談担当者の配置・連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9 福 利 厚 生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積極性	10 研 修 生 の 受 入	障害者の職場実習受入を実施している・実施した。	申請日から過去5年以内に特別支援高等学校生徒の受入・県の委託訓練・トライアル雇用等の登録や活用	
	11 各 種 事 業 へ の 参 加	障害者を雇用するために就職面接会や各種セミナー等へ参加している・参加した。	申請日から過去5年以内に障害者就職面接会への参加実績がある・障害者雇用促進セミナー等への参加実績がある	
	12 新 規 採 用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去5年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去5年以内に求人登録をしている	

茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧

認定番号	法人名	所在地	事業概要	認定年度
1	筑波乳業(株)	石岡市	乳製品及びナッツ製品の製造・販売	H30
2	栗田アルミ工業(株)	土浦市	アルミニウム製品の鋳造・加工	H30
3	JR水戸鉄道サービス(株)	水戸市	鉄道車両の構内入換運転、検査修繕、駅舎の清掃、駅ビル・一般ビル等の清掃等	H30
4	京三電機(株)	古河市	自動車パワートレインシステム製品の製造及び販売	R1
5	(株)カシマ	かすみがうら市	金属プレス加工	R1
6	三共貨物自動車(株)	筑西市	運送事業・物流センター・倉庫・商業ビルの賃貸及び管理事業	R1
7	(社福)あかね会	北茨城市	社会福祉事業	R1
8	高浪化学(株)	結城郡八千代町	プラスチックフィルムのリサイクル及びコンパウンド事業	R1
9	(株)チャンス	牛久市	デイサービス・介護教育・訪問マッサージ	R1
10	(株)日立物流東日本	日立市	道路貨物運送業	R1
11	(株)日立リアルエステートパートナーズ(旧:株日立ライフ)	日立市	不動産業 他	R1
12	日和サービス(株)	日立市	廃棄物収集運搬・リサイクル、造園緑化工事、ビルメンテナンス、商品販売	R1
13	横関油脂工業(株)	北茨城市	食用・工業用油脂製品、化学品の製造	R1
14	(株)ハラキン	鹿嶋市	きのご栽培	R1
15	(株)サンワーク	常総市	人材派遣及び住宅用外壁の製造請負	R1
16	(株)幸和義肢研究所	つくば市	義肢装具製造	R2
17	(社福)尚生会	笠間市	社会福祉事業	R2
18	(社福)芳香会	古河市	社会福祉事業	R2
19	(株)カスミ	つくば市	食品スーパーマーケット	R2
20	(株)南海工業	坂東市	コンクリートパイプの製造・埋没	R2
21	(株)全農・キューピー・エツグステーション	猿島郡五霞町	鶏卵加工品の製造販売	R2
22	関彰商事(株)	つくば市	エネルギー・モビリティ・ビジネス・ライフ事業	R2
23	(株)アドバンス・カーライフサービス	つくば市	サービスステーション運営	R2
24	(社福)聖隷会	小美玉市	社会福祉事業	R2
25	金砂郷食品(株)	常陸太田市	食品製造業	R2
26	(株)ヴィオーラ	水戸市	貸おしほり業	R2
27	(株)サンユーストアー	北茨城市	食品スーパーマーケットチェーンの運営	R3
28	(社福)木厚会	笠間市	社会福祉事業	R3
29	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市	宅配・店舗・福祉・サービス・共済事業	R3
30	渡辺食品(株)	常総市	野菜・農産物の一次加工	R3
31	(株)ケーズホールディングス	水戸市	家庭電化製品並びに関連商品販売及び付帯工事・修理	R3

令和5年度「県立IT短大」入学生募集

県立産業技術短期大学校（県立IT短大）では、
産業界の即戦力となるIT技術者を育成しています。
合格率が20%程度の難関な国家試験（基本情報技術者試験）
に多くの学生が合格しております。

オープンキャンパス実施中！

詳細は、短大HPをご覧ください。

多くの皆様のご応募をお待ちしております！



◆施設・定員

施設	茨城県立産業技術短期大学校（県立IT短大） 所在地 〒311-1131 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 交通 大洗鹿島線常澄駅下車徒歩7分
定員	60人（情報システムコース、生産管理コース、情報セキュリティコース）

◆入試日程

区分	試験日	受付期間
① 学校長推薦	10/11(火)	9/5(月)～10/3(月)
② 自己推薦	11/7(月)	10/17(月)～10/31(月)
③ 一般入試（前期）	12/12(月)	11/14(月)～12/5(月)
④ 一般入試（中期）	2/6(月)	12/19(月)～1/30(月)
⑤ 一般入試（後期）	3/14(火)	2/13(月)～3/6(月)

※ 「事業主推薦」 随時受付を行います。詳細については、お問合せください。

◆学費

入学金	①126,750円（令和4年4月1日以前から引き続き県内に住所を有する者） ②195,000円（①以外の者）
授業料	390,000円（年額）
授業料免除	経済的な理由によって、授業料の納付が困難な学生で一定条件を満たす方は、授業料等の免除が受けられます。
その他	教科書代、各種用具等の諸経費が必要です。

※ 詳細については学生募集要項を参照してください。

短大ホームページ <http://www.ibaraki-it.ac.jp/> からダウンロードできます。

短大HP



令和5年度 県立産業技術専門学院入学生募集！

来年度の県立産業技術専門学院の入学生を募集します！

企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス指導によりきめ細かな訓練を行っています。高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。多くの皆様のご応募をお待ちしております！



YouTube で PR 動画を公開しています！

URL <https://www.youtube.com/watch?v=6DGCzEK-rS4>

◆募集内容

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員
産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160)	2年	自動車整備科 建築システム科	20名 25名
	1年	電気工事科	20名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)	1年	機械加工科	15名
		金属加工科	20名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL0299-69-1171)	2年	プラント保守科	20名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)	2年	機械技術科	20名
		コンピュータ制御科	20名
		自動車整備科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)	2年	機械システム科	20名
	1年	電気工事科	20名

◆入試日程

区分	試験日	受付期間
自己推薦	8/31(水)	7/4(月)～8/24(水)
学校長推薦	9/28(水)	9/8(木)～9/21(水)
一般入試 (A日程)	11/2(水)	10/6(木)～10/26(水)
一般入試 (B日程)	12/7(水)	11/10(木)～11/30(水)

※ 応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。



いばらき働き方改革推進月間

8月・11月は「いばらき働き方改革推進月間」です。ノー残業デーやテレワーク、時差出勤の実施など、働きやすい職場づくりに向けて、できることから取り組みましょう。

「働き方改革」とは？

これまでの仕事の進め方や働き方を見直し、生産性向上を図りながら「働きやすい職場環境の実現」を目指すため、業務の効率化等による所定外労働時間の削減、休暇取得の促進などに取り組むことです。働き方改革に取り組むことで、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現にもつながります。



「働き方改革」に取り組むと何のメリットがあるの？

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに業務効率の向上にプラスの効果が見込まれます。社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは企業全体としての生産性を向上させ収益の拡大や企業の成長・発展につなげることができます。



新しい働き方・休み方が始まっています。

時差出勤やテレワーク、フレックスタイム制のほか、時間単位の年次有給休暇の活用など多様な働き方・休み方を実践し、魅力ある職場づくりに取り組みましょう。

時間単位の年次有給休暇

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定等を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。



お問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL.029-301-3635 受付時間 9:00-17:00 [土日祝除く] FAX.029-301-3649

E-mail: rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html>



茨城県 働き方改革 で検索！

いばらき労働相談センター出張相談会のご案内

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）までお問い合わせください(事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能)。

・相談窓口
・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）
※第1・第3土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

・場所
・電話番号
・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階
029-233-1560
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ等

・令和4年度上半期 出張相談会の開催スケジュール 【相談時間：各日10時から】

日にち	会場	
7月7日(木)	筑西市役所	本庁舎3階303会議室
7月21日(木)	つくば市役所	本庁舎3階会議室302
8月9日(火)	日立市役所	本庁舎5階502会議室
8月23日(火)	つくば市役所	本庁舎3階会議室302
9月6日(火)	筑西市役所	本庁舎3階304会議室
9月21日(水)	つくば市役所	本庁舎3階会議室302

※相談無料・秘密厳守

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいません（日本労信協保証）。

勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【使途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】年利1.6% 別途保証料0.7%
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
 - ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
 - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【使途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】年利1.2%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
 - ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
 - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
 - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【使途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】年利1.5%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、令和4年4月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

<お借入申込み> 中央労働金庫県内各支店
<お問い合わせ> 中央労働金庫茨城県本部 (Tel:029-221-4181)
茨城県労働政策課 (Tel:029-301-3635)

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

令和4年度「元気いばらき就職面接会」を開催します！

令和4年度元気いばらき就職面接会を開催します。

県内事業所を10～20社程度集め、求職者は企業から求人の説明や面接を受けられます。

求職者の参加無料、予約不要です。参加を希望される方は県のホームページをご確認ください。

記

1 開催日・場所

日付	開催場所	所管	備考
令和4年7月19日(火)	水戸市	いばらき就職支援センター (029-300-1916)	企業募集、終了しました。
7月28日(木) ※中高年シニア向け	土浦市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)	企業募集、終了しました。
10月21日(金)	常陸大宮市	県北地区就職支援センター (0294-80-3366)	
11月1日(火)	つくば市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)	
11月8日(火)	鹿嶋市	鹿行地区就職支援センター (0291-34-2061)	
11月11日(金)	日立市	日立地区就職支援センター (0294-27-7172)	
11月29日(火)	筑西市	県西地区就職支援センター (0296-23-3811)	
令和5年1月26日(木)	土浦市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)	
2月17日(金)	水戸市	いばらき就職支援センター (029-300-1916)	

2 事業所の参加方法

開催月の約2か月前に県ホームページ上で参加企業を募集します。

参加を希望される事業所の方は県ホームページ(QRコード)をご覧ください。

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL: 029-301-3645



スキルアップセミナー（在職者訓練）について

スキルアップセミナーとは、働く人をサポートするために県内5つの県立産業技術専門学院で実施している短期の公共職業訓練（ハロートレーニング）です。

「指導員の確保が難しい」、「ノウハウがないので社員教育になかなか取り組めない」、「現在の社内教育をさらに充実させたい」といったご意見に答えられるよう、企業等で就業中の皆さんを対象として機械・電気・溶接・IT・新入社員研修など、4つのコースで各種技能講習を実施しています。

是非、従業員の教育訓練にご活用ください。

コース	講座の内容・実施例	定員	訓練時間	受講料
技能向上	電気工事士受験対策（筆記・技能）、ガス・アーク溶接講座、新入社員研修 など	1講座あたり 10～30名 程度	12～20時間 程度	3,040円 ※労働安全衛生法に基づく講座は 2,750円
IT	基本情報技術者試験対策、機械・建築CAD講座、ホームページ作成講座 など			
オーダーメイド	企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。まずは内容や日程（土日・夜間実施も可）をお聞かせください。 品質管理、ガス・アーク・ティグ溶接、機械加工（普通旋盤・フライス盤）、型枠施工、基本情報技術者試験対策 など	3名以上		
いばらき名匠塾	オーダーメイド同様、企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。 概ね30代までの若年技能者に対して、熟練技能者から技術・技能を継承します。	3名以上	48時間程度	
技能ブラッシュアップ	技能検定1・2級取得を目指すなど技能者のレベルアップを図ります。 普通旋盤作業訓練（日立）	8名程度	最長 210時間	15,200円

【問い合わせ先】

- | | | |
|----------------|------------------|------------------|
| ○茨城県産業戦略部労働政策課 | 水戸市笠原町 978-6 | TEL 029-301-3653 |
| ○県立水戸産業技術専門学院 | 水戸市下大野町 6342 | TEL 029-269-2160 |
| ○県立日立産業技術専門学院 | 日立市西成沢町 3-9-1 | TEL 0294-35-6449 |
| ○県立鹿島産業技術専門学院 | 鹿嶋市林 572-1 | TEL 0299-69-1171 |
| ○県立土浦産業技術専門学院 | 土浦市中村西根番外 50-179 | TEL 029-841-3551 |
| ○県立筑西産業技術専門学院 | 筑西市玉戸 1336-54 | TEL 0296-24-1714 |



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——



障害者雇用をお考えの企業の皆様へ

相談・サービス
無料

障害者雇用推進 アドバイザーが



雇用への取り組みの お手伝いをします!!

県では、障害者雇用を促進するため、関係機関との連携のもと、障害者雇用推進アドバイザーが日程調整のうえ訪問し、状況をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をするほか、障害者とのマッチングを支援します。

こんなお悩みありませんか？

- 障害のある人を雇用したい
- 雇用のミスマッチを避けたい
- 定着支援を受けたい
- 助成金制度を活用したい
- 障害のある人に対する理解を深めたい



水戸市三の丸 1-7-41
Tel: 029-303-6322
Fax: 029-221-6031
E-mail: rousei6@pref.ibaraki.lg.jp



障害者雇用促進法の概要

1 障害者雇用率制度

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現のため、全ての事業主には、常時雇用している労働者に障害者雇用率を得た数以上の障害者を雇用することを義務づけています。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も引き上げられました。

事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

法定雇用率	
事業主区分	令和3年3月1日から
民間企業（従業員 43.5人以上）	2.3%
国・地方公共団体等	2.6%
都道府県の教育委員会	2.5%

○短時間労働者のカウントについて

※短時間労働者（週20時間以上30時間未満）については、労働者数及び雇用障害者数ともに0.5人としてカウントされます（重度障害者を除く）。

※なお、平成30年4月1日より、精神障害者の職場定着を促進するため、精神障害者である短時間労働者であって、「雇入れから3年以内」又は「精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方」は、1人をもって1人とカウントされます。（令和5年3月31日まで）

2 障害者雇用納付金制度

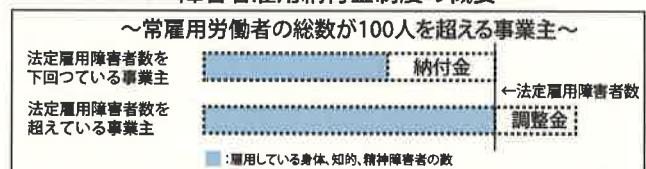
※障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図ることを目的に、常用雇用労働者100人超の事業主で、法定雇用障害者数を下回った場合は申告とともに納付金の納付が必要になり、法定雇用障害者数を超えている場合は、申請に基づき調整金を支給するほか、職場環境の整備等を行う事業主に対して各種助成金を支給する制度です。

納付金の徴収：不足する障害者1人当たり月額5万円

調整金の支給：超過する障害者1人当たり月額2万7千円

※なお、常用雇用労働者の総数が100人以下で、雇用障害者の総数が一定数を超えている事業主に対しては、申請に基づき報奨金（1人当たり月額2万1千円）を支給します。

障害者雇用納付金制度の概要



※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～より引用

障害者雇用を支援する施策

3 障害者に対する差別の禁止

平成28年4月1日から障害者雇用促進法が改正施行され、雇用の分野で、障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。ポイントは次の3つです。

1. 雇用の分野での障害者差別を禁止
(例) 障害者であることを理由として、障害者を募集又は採用の対象から排除する事。
2. 雇用の分野での合理的配慮の提供義務
(例) 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮する事。
3. 相談体制の整備、苦情処理・紛争解決の援助 相談先: 最寄りのハローワーク。

労働保険料の納付は、口座振替が便利です

★一度登録すれば次の納期以降も自動継続されます。この機会に申し込みをお勧めします。★

1. 「口座振替納付」のメリット

- ◆金融機関窓口に出向かずに納付ができます。
忙しくて銀行に行く時間がない！窓口で待たされる！そんなあなたに…
- ◆納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、
延滞金を課される心配がありません。
- ◆手数料はかかりません。
- ◆ゆとりある納付期日で安心です。
口座振替を利用しない場合に比べて、第1期分の納付期日が延長されます。

口座振替納付日

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
通常の納期限	7月11日	10月31日	1月31日
金融機関への申込締切日	2月25日(終了)	8月15日	10月11日

※当該日が、土曜日、日曜日及び祝日に当たるときは、その翌日が期日となります。

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

2. 口座振替の申込手続

お申し込みまでの流れ

申込用紙の入手

口座を開設している金融機関に提出

通知

- ⇒ 口座振替日の約3週間前に振替納付額等をお知らせします。
- ⇒ 引き落とし後も、約3週間で振替結果通知をお送りします。

- ※ 申込用紙を、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。
- ※ 申込用紙を、茨城労働局、各労働基準監督署の窓口でお受け取りください。
- ※ 登録手続きが完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。
- ※ 一部の金融機関では、口座振替の取り扱いがありません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

詳細はこちら <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

茨城労働局総務部
労働保険徴収室
TEL 029-224-6213

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」まで、お気軽にお問い合わせください。
電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応

店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要

デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい(総務担当者)



さらなる工夫

従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果

コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果

デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応

会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい(代表者)



さらなる工夫

売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

実施結果

業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果

機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

令和4年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む **中小企業事業主等**（※）に対する助成制度です。ぜひご確認ください。

コース	労働時間短縮・年休促進支援コース	労働時間適正管理推進コース
助成概要	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を行う中小企業事業主に対し、取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成	労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対し、取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成
対象事業主	<p>以下の(1)から(3)のいずれにも該当する事業場で(4)①から④の目標に向けた取り組みを1つ以上行う予定の中小企業事業主</p> <p>(1) 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主 (2) 交付申請時点及び支給申請時点で36協定が締結・届出されていること（成果目標により必須） (3) 交付申請時点で年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること (4) ①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減 ②年次有給休暇の計画的付与制度の導入 ③時間単位の年次有給休暇制度の導入 ④病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対策のための休暇、不妊治療のための特別休暇のいずれかの導入</p>	<p>以下の(1)から(3)のいずれにも該当する事業場で(4)①から③の目標に向けた取り組みを全て行う予定の中小企業事業主</p> <p>(1)労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主 (2)交付申請時点及び支給申請時点で36協定が締結・届出されていること (3) 交付申請時点で年5日の年次有給休暇取得に向けて就業規則等を整備していること (4) ①勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を新たに採用すること ②賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを新たに就業規則等に規定すること ③「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者及び労務管理担当者に対して実施すること</p>
助成率、上限額	<p>費用の3/4を助成</p> <p>※ 常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成</p> <p>・上記(4)①の取組の場合 令和4年度又は令和5年度に有効な36協定において、ア 時間外労働の上限を月60時間以下に設定 ⇒ 上限150万円又は100万円（現に有効な36協定の時間数により上限額が異なります） イ 時間外労働の上限を月60時間を超え月80時間以下に設定 ⇒ 上限50万円</p> <p>・上記(4)②の取組の場合 ⇒ 上限50万円</p> <p>・上記(4)③及び④の取組の場合 ⇒ それぞれ上限25万円</p> <p>※ 上記(4)①から④に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算</p>	<p>費用の3/4を助成</p> <p>※ 常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成</p> <p>上限額100万円 以下のいずれか低い額</p> <p>・成果目標達成時の上限額及び賃金引き上げ達成時の加算額の合計額 ・対象経費の合計額×費用の3/4を助成※</p> <p>※ 上記(4)①から③に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算</p>
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	
交付申請期限	令和4年11月30日（水）	令和4年11月30日（水）

コース	勤務間インターバル導入コース	団体推進コース
助成概要	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し、当該取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成	3者以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成
対象事業主 (団体推進コースにおいては支給要件)	以下の(1)から(3)のいずれにも該当する事業場で(4)①から③いずれかに該当する事業場を有すること。 (1)労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主 (2)交付申請時点で年5日の年次有給休暇取得に向けて就業規則等を整備していること (3)原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること (4)①勤務間インターバル制度を導入していない事業場 ②既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場 ③既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場	以下のいずれかに該当する事業主団体※など (1)3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体 (2)10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主 ※事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の1/2を超える必要があります。
助成率、上限額	費用の3/4を助成 ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 上限額はインターバル時間数等に応じて、 9時間以上11時間未満 ⇒ 上限80万円 11時間以上 ⇒ 上限100万円 など ※上記に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引き上げ率及び引き上げ人数に応じて上限額を加算	上限500万円 ※都道府県又は複数の都道府県単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は、上限1,000万円
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、相談窓口の設置費用、人材確保等のための費用など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費
交付申請期限	令和4年11月30日（水）	令和4年11月30日（水）

注) 上記の他、コースごとに詳細な要件、経費によっては助成対象となる上限額等が定められています。

交付申請に当たっては、各要綱、要領、申請マニュアルも併せてご確認ください。

※ **中小企業事業主**とは、「資本または出資額」「常時雇用する労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

<お問合せ、申請先>茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL 029-277-8294

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主（※）を支援します！

※ テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主の方が対象です。

支給要件及び支給額は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

	支給要件	支給額
① 機器等導入助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること。 ● テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。 ● 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする ● <u>テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。</u> 	<p>支給対象経費の 30%</p> <p>※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数</p>

	支給要件	支給額
② 目標達成助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。 ● 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。 ● 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。 	<p>支給対象経費の 20%〈35%〉</p> <p>※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は・20万円×対象労働者数</p>

※〈〉内は生産性要件を満たした場合に適用

<p>助成対象となる取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ② 外部専門家によるコンサルティング ③ テレワーク用通信機器等（※）の導入・運用 <ul style="list-style-type: none"> ※ 以下のテレワーク用サービス利用料も助成対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ● リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス ● 仮想デスクトップサービス ● クラウドPBXサービス ● web会議等に用いるコミュニケーションサービス ● ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス ④ 労務管理担当者に対する研修 ⑤ 労働者に対する研修
-------------------------	--

ご利用の流れ等については裏面をご確認ください。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

ご利用の流れ

1

テレワーク実施計画の作成・提出

- ✓ 提出期限までに、事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）へ提出



管轄労働局が
テレワーク実施計画を
認定

2

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組（※）を実施

評価期間（機器等導入助成）においてテレワークを実施

- ✓ 計画認定日以降、以下3の支給申請日までに、取組の実施（機器購入の場合は納品）・支払を終えることが必要。
- ✓ 計画認定日から起算して6か月間を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間（機器等導入助成）」として設定し、テレワークに取り組む（評価期間の始期は事業主が設定）。

※助成対象となる取組（カッコ内の数字は上限額）

✓ テレワーク用通信機器の導入・運用

- ネットワーク機器（16万5千円）
- サーバ機器（55万円）
- NAS機器（11万円）
- セキュリティ機器（33万円）
- ウェブ会議関係機器（1万1千円／対象労働者1人）
- サテライトオフィス利用料（33万円）
- テレワーク用サービス利用料（初期費用5万5千円、利用料38万5千円）

対象となる取組の詳細については厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

✓ 労務管理担当者に対する研修（11万円）

✓ 労働者に対する研修（11万円）

✓ 外部専門家によるコンサルティング（33万円）

✓ 就業規則・労使協定等の作成・変更（11万円）

3

①機器等導入助成に係る支給申請

- ✓ 上記2の実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定することが必要
- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給
支給対象経費の
30%

※以下いずれか低い方が上限
・100万円 又は
・20万円×対象労働者数

4

評価期間（目標達成助成）においてテレワークを実施

- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間（評価期間（目標達成助成））において、テレワークを実施。

5

②目標達成助成に係る支給申請

- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）の終了日の翌日から起算して1か月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ 前頁の離職率目標を満たすことが必要
- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給
支給対象経費の
20%〈35%〉

※以下いずれか低い方が上限
・100万円 又は
・20万円×対象労働者数

※〈〉内は生産性要件を満たした場合に適用

助成金の詳細・問合せ先

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金

検索



厚生労働省HPへは
こちらのQRコードからも
アクセス可能です。

両立支援等助成金等のご案内

支給額の＜ ＞内は、生産性要件（次ページ参照）を満たす場合の助成額です。

1. 出生時両立支援コース

【第1種】

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成

【第2種】

第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合に助成

【第1種】

育児休業取得時 20万円（代替要員加算20万円（代替要員3人以上は45万円））

【第2種】

1事業年度以内達成：60万円＜75万円＞

2事業年度以内達成：40万円＜65万円＞

3事業年度以内達成：20万円＜35万円＞

2. 介護離職防止支援コース

① ② 「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主、又は仕事と介護との両立に資する制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して助成

③ 新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために有給休暇を取得した利用者が生じた中小企業事業主に対して助成

① 介護休業

【休業取得時】 28.5万円＜36万円＞

【職場復帰時】 28.5万円＜36万円＞

② 介護両立支援制度 28.5万円＜36万円＞

*それぞれ、1事業主あたり1年度5人まで支給

③ 新型コロナウイルス感染症対応特例 労働者1人あたり

・有給休暇取得日数が合計5日以上10日未満 20万円

・有給休暇取得日数が合計10日以上 35万円

*1事業主あたり5人まで支給

3. 育児休業等支援コース

① ② 「育休復帰支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成

③ 育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣を含む）又は代替する労働者への手当支給等を行い、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に対して助成

④ 育児休業から復帰後の支援として、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して支給

① 育休取得時 28.5万円＜36万円＞

② 職場復帰時 28.5万円＜36万円＞

*業務代替労働者への職場支援等の取り組みをした場合、加算あり

*1事業主あたり無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給

③ 新規雇用 47.5万円＜60万円＞

手当支給等 10万円＜12万円＞

*育児休業取得者が有期雇用労働者の場合、9.5万円＜12万円＞加算

*1事業主あたり1年度10人まで支給（最初の支給から5年間に限る）

④ 職場復帰後支援

【子の看護休暇制度】

・制度導入時 28.5万円＜36万円＞

・制度利用時 取得した休暇時間数に1,000円＜1,200円＞を乗じた額

【保育サービス費用補助制度】

・制度導入時 28.5万円＜36万円＞

・制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額

*制度導入時の助成は、いずれかについて1事業主あたり1回まで支給

*制度利用時の助成は1事業主1年度あたり「子の看護休暇制度」は200時間＜240時間＞、「保育サービス費用補助制度」は20万円＜24万円＞まで支給

4. 新型コロナウイルス感染症に関する

母性健康管理措置による休暇取得支援コース 及び 母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の労働者が取得できる有給（年次有給休暇の賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を整備し、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知した事業主に対して助成

【休暇取得支援コース】

- ・当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主
- ・対象労働者1人あたり28.5万円
(1事業所あたり5人まで)

【休暇制度導入助成金】

- ・当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた事業主
- ・1事業場につき15万円

5. 不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク）の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度や①～⑥の両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成

① 環境整備、休暇の取得等

1事業主あたり28.5万円<36万円>

※「不妊治療プラン」を策定し、不妊治療と仕事の両立のための社内のニーズの調査や、利用できる休暇制度等の周知を行い、当該プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上利用労働者に取得または利用させた事業主

② 長期休暇の加算

1人あたり28.5万円<36万円>

※連続20日以上休暇を取得し、原職復帰後3ヶ月以上継続勤務させた場合、1事業主あたり1年度5人まで

【生産性要件とは？】

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が

- ・その3年度前（*1）に比べて6%伸びている または
- ・その3年度前（*1）に比べて1%以上（6%未満）伸びている（*2）

場合に、助成の割増等がされる制度です。

ただし、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

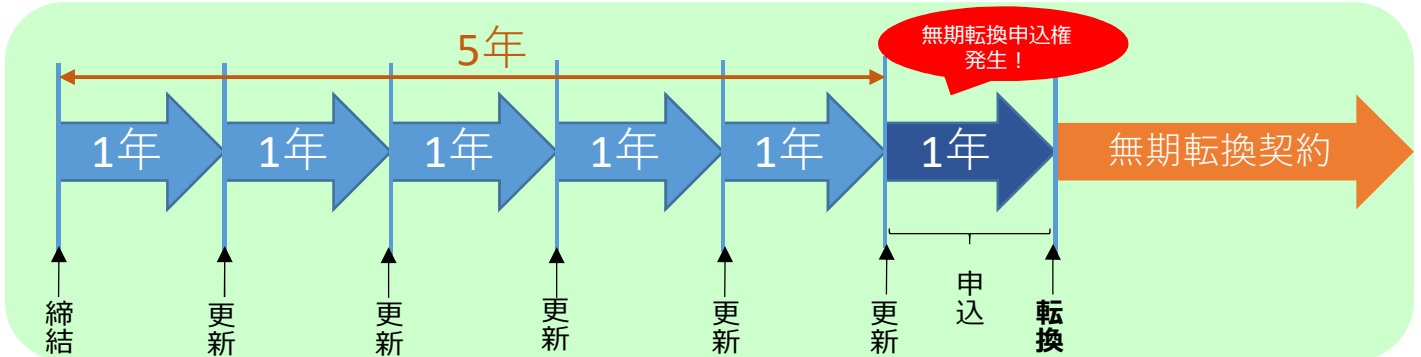
- *1 3年度前の初日に雇用保険適用事業主であることが必要です。また、会計期間の変更などにより、会計年度が1年未満の期間がある場合は、当該期間を除いて3年度前に遡って算定を行います。
- *2 この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていることが必要です。

- 上記以外にも詳細な要件が定められています。また、申請総額が予算額を超過した場合等は、予算の範囲内において支給します。
- 詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室（TEL 029-277-8294）まで。

安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか？ 平成30年4月から、多くの方に無期転換申込権が発生しています。 まずは契約期間の確認を！！

▶無期転換ルールとは

同一の使用者（企業）との間で有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときには、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。（労働契約法第18条）



▶対象となる方は

対象となる方は、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

▶無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換の申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（**会社は断ることはできません**）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後のトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

雇止め・契約期間中の解雇等について

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

- 有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数などの上限などを一方的に設けたとしても、不当な雇止めとして許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。
- 契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例

▶有期雇用特別措置法とは

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、5年を超えるプロジェクトで有期契約の高度専門職を雇用する事業主や、定年後5年を超えて継続雇用を行う事業主には、雇用管理に関する特別の措置を講じた場合、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されます。

▶特例の内容

①高度専門職の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
- ・高収入で、かつ高度の専門的知識を有し、
- ・その高度の専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間に完了する業務に従事する。

有期雇用労働者（高度専門職）については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。

②継続雇用の高齢者の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
- ・定年に達した後、引き続いて雇用される

有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

▶手続き・その他参考情報

特例の適用を受けるためには、**雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要**です。詳しくは厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21917.html）をご覧ください。

また、無期転換ルールの概要やメリット、無期転換ルールに関する特例の詳細については「**無期転換ポータルサイト**」（<https://muki.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。

無期労働契約転換申込書

殿

申出日 令和 年 月 日

申出者氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 令和 年 月 日

職氏名 印

あなたから令和 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

ひとりひとりに
あったプランも。



就職氷河期世代のみなさんが活躍できるステージを広げるために

厚生労働省では、バブル崩壊後の1990年代～2000年代に卒業し、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った方々の、就職・正社員化の実現、多様な社会参加の実現を目指した支援を実施しています。

不安定な
就労状態にある方は
ハローワークへ

就職に向けて不安を
抱えている方は
サポステへ

社会参加に向けた
支援を必要とする方は
各種支援機関へ

ご家族の皆様も
各種相談窓口を
ご利用いただけます

事業主の皆様には
各種助成金などの
制度がございます

ひとりひとりの状況に合わせた支援策と相談窓口を用意しています。

裏面でそれぞれの支援内容をご紹介します。まずはどの支援の対象に当てはまるかご確認を。 →

ご存知ですか？ まずはご相談ください。

就職氷河期世代の方々の、就労支援や社会参加に向けた支援を実施しています。

ハローワーク

ひきこもり地域支援センター

地域若者サポートステーション

自立相談支援機関

などのお住いの地域にある施設に相談窓口を設け、民間の支援機関などとも連携を図りながら、地域一体となって支援を行います。



ひとりひとりの状況に合わせ、こんなご支援をしています

**不安定な
就労状態にある方**

今の仕事を見直して新しい仕事を探したい方には
全国の主要なハローワークに就職氷河期世代の方のための専門窓口を設置し、ひとりひとりに合わせた丁寧な就職支援を実施しています。

短期間でスキルを身につけステップアップしたい方には
就職に必要な職業スキルや知識を習得できる職業訓練制度のご紹介など、あなたのチャレンジをバックアップします。

短期資格等習得コース事業 **ハロートレーニング(ハロトレ)**
職業訓練と職場体験などを組み合わせた
出口一体型の職業訓練 1.雇用保険を受給しながら受講できる公共職業訓練
2.雇用保険を受給できない方向けの求職者支援訓練

求人紹介 面接対策

ご相談は
ハローワークへ

資格取得 ハロトレ

**就職に向けて不安を
抱えている方**

これから働き出すための準備をしたい方には
対象年齢を49歳まで広げたサポステでは、専門家がじっくり面談を行い、働くことへの不安に寄り添いながら、豊富なメニューによる支援を行います。職場定着支援や出張相談(アウトリーチ)も行います。

豊富な支援メニュー
コミュニケーション講座 / 就業体験 / ビジネスマナー講座 / 就活セミナー(面接・履歴書指導等) など

ご相談は
サポステへ

定着支援 アウトリーチ支援

**社会参加に向けた
支援を必要とする方**

社会とのつながりを持ちたい方には
あなたのお悩みや状況に合わせ、各専門の支援機関にて支援を実施。相談支援・居場所づくりから就労のサポートまで幅広く対応しています。

主な相談窓口
ひきこもり地域支援センター / 自立相談支援機関 など

ご相談は
各種支援機関へ

ご家族の皆様

就職・正社員化や社会参加を実現するには、ご家族の皆様からご支援をいただくことも重要です。

お気軽に各窓口にご相談ください。ご本人の状況に応じたサポートをご案内させていただき、各種支援まで繋がります。

ご相談は各種
相談窓口へ

事業主の皆様

就職氷河期世代の方々の積極的な採用や人材育成のための各種助成金などの制度がございます。

さらに就職氷河期世代を対象として募集することが可能です。ぜひ就職氷河期世代の方々の積極的な採用や人材育成をお願いします。

さらに詳しい支援内容は特設サイトでチェック!

氷河期支援



事業主の皆さま！

「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」 等をご活用ください！

～カスタマーハラスメント対策マニュアル・リーフレット・ポスターのご案内～

カスタマーハラスメント
(カスハラ) って？



会社はどのような
対策をした方が
いいのかな？

「カスタマーハラスメント」とは・・・？

令和元年6月に、労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。

この改正を踏まえ、令和2年1月に、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）が策定され、**顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）**に関して、**事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが望ましい旨**が定められました。



そのため、厚生労働省では、関係省庁と連携の上、カスタマーハラスメントの防止対策の一環として、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」や、マニュアルの概要版であるリーフレット、周知・啓発ポスターを作成いたしました。

マニュアルやリーフレットには、学識経験者等の議論や顧客と接することが多い企業へのヒアリングを踏まえ、**カスタマーハラスメントを想定した事前の準備、実際に起こった際の対応など、カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組みを記載**しています。

無料でダウンロードできますので、企業のご担当者様をはじめ、幅広くご活用ください！

カスタマーハラスメント対策
企業マニュアル

カスタマーハラスメント対策
周知リーフレット

STOP!カスタマーハラスメント
ポスター



〔URL ▼〕
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000915233.pdf>

〔URL ▼〕
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000899376.pdf>

〔URL ▼〕
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

〔QRコード ▶〕



〔QRコード ▶〕



〔QRコード ▶〕



〔掲載データ情報〕
▶ PDF: 60ページ
▶ 9.6MB

〔掲載データ情報〕
▶ PDF: 8ページ
▶ 1.34MB

〔掲載データ情報〕
▶ デザインは6種類から選択できます





労働委員会の窓から


令和4年4月1日～令和4年5月31日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご利用ください。




今期の事件の状況



審査事件

(労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)


・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は**2件**です。



調整事件

(労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。



個別あっせん事件

(個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。

また、**3件**の係属事件が終結しました。

係属中の事件はありません。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
R 4 (個) 第 2 号事件	建設業	R 4. 2. 9 労働者	・ 解決金	被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったため、打切りとして終結した。 (終結までの所要日数90日)
R 4 (個) 第 3 号事件	医療、福祉	R 4. 2. 16 労働者	・ 解決金	令和4年5月17日、あっせん事項について、あっせん員協議の上、個別折衝を行ったが、当事者双方の主張の隔たりが大きく、合意形成が困難になったことから、あっせん打切りを決定した。 (終結までの所要日数91日)
R 4 (個) 第 4 号事件	小売業	R 4. 2. 21 労働者	・ 解決金	被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったため、打切りとして終結した。 (終結までの所要日数 53 日)



お知らせ

労使間のトラブルでお困りの方、
無料で解決をお手伝いします！

● 個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会の実施について ●

茨城県労働委員会では、労働問題に関する豊富な知識と経験を有する労働委員（弁護士、学識経験者、労働組合役員、会社役員など）による **個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会** を次のとおり実施する予定です。どうぞ、ご利用ください。

なお、相談には事前予約が必要です（9月上旬から受付を開始します）。

	日時	会場
第1回	10月5日（水）14:00～17:00	県庁舎 23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町978-6） ※電話での相談も行います（要予約）。
第2回	10月14日（金）14:00～17:00	
第3回	10月20日（木）17:00～19:00	

【対象者】県内に所在する事業所の労働者及び使用者（雇用形態は問いません）。

※ 詳細は、労働委員会事務局までお問い合わせください。



労働委員会講座

● 個別的労使紛争のあっせんについて ●

個々の労働者と使用者との間の労働関係について争いが発生し、自主的な解決が困難な場合、当事者間の話し合いを公平・中立な立場でとりなして、紛争の解決を援助するあっせんを行います。県内に所在する事業所の労働者及び使用者が申請できます。

あっせんでは、原則として、1つの事案について、公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合の役員など）、使用者委員（会社役員など）の公労使委員各1名ずつの計3名が、あっせん員として労働委員会の会長から指名されます。

費用は無料で、秘密は厳守します。是非ご利用ください。



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6
TEL 029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

茨城労働Seed
7月号 第730号
茨城県産業戦略部労働政策課
〒310-8555 水戸市笠原町978番6
令和4年7月発行 TEL 029-301-3635
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>